

## 原子力災害に伴う食と農の「風評」問題対策と検査態勢の体系化

小山良太 福島大学経済経営学類・准教授、うつくしまふくしま未来支援センター産業復興部門長

### (1) 検査態勢の体系化の推進

消費者の安心を確保するためには、放射性物質の検査に関する体系化と組織態勢の整備が必要である。検査態勢の体系化は基本的には4つの段階が必要である。

第1段階：より精緻な農地の放射性物質分布の詳細マップの作成と農地認証制度の設計

農作物生産に不可欠な対策として、農地の放射性物質分布マップの作成とそれを踏まえた、精緻なゾーニングが必要である。さらにこれらをもとにして、生産段階で放射性物質を移行させない農業の確立を目指して、農地レベル（「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき各地で実施されている認証制度のようなもの）での認証制度を設けることが必要である。

第2段階：移行率のデータベース化とそれに基づいた吸収抑制対策

既に福島県内で進められている、農地一筆ごとの放射性物質含有量の特定とあわせて、土壌の成分分析マップをもとにした農地ごとの放射性物質の農作物への移行率のデータベース化とそれに基づいた吸収抑制対策が必要である。

第3段階：自治体・農協のスクリーニング検査と国・県のモニタリング検査との連携

2012年8月より行われている福島県産米の全袋検査で構築されたような、自治体・農協のスクリーニング検査とそれを受けた国・県のモニタリング検査が整備されるべきである。

第4段階：消費者自身が放射能測定を実施できる機会の提供

さらに、消費者自身が放射能測定を実施できる機会を提供するべきである。

この一連の流れを、生産段階から消費段階までの4段階検査態勢として構築することが求められる。なお、このような検査態勢の構築・実施には、設備の面でも人的にも相当の費用がかかることが予想される。そのような投資に対する費用対効果についても、今後検討を行っていく必要がある。

### (2) 検査態勢の体系化のための支援

#### ①食品の検査態勢に関する統一的な法令の整備

現在、食品の基準に関しては厚生労働省、除染に関しては環境省、土壌からの放射性物質移行に関する試験研究に関しては農林水産省、広域な空間線量率マップ作成に関しては原子力規制委員会（原子力規制庁）、現地での復興計画や除染等事業推進に関しては復興庁という縦割りにより、対策が実施されている。こうした縦割りの対策から脱却し、復興庁を司令塔とし、その指示のもとで関係省庁が業務を推進するような態勢に変えていく必要がある。このためには、放射能の汚染調査、検査態勢、吸収抑制対策、除染対策などを包括した、食品検査態勢に関わる新たな法令の整備が求められる。

#### ②より高い安全性を確保するための、移行リスクごとの放射能汚染対策の確立

食品検査態勢を、現在の出口対策から生産対策へ転換すべきである。転換のためには検査によって得られた膨大なデータを解析し、生産段階での対策（圃場管理、作付選択、土壌分析を基にした吸収抑制対策）に繋げることが必要である。また、このような対策を福島県のみには適用するのではなく、放射能汚染問題に直面する他地域においても同様に実施することが必要である。県域を越えての対策が必要であり、国として責任を持った政策の構築が必要である。

#### ③原子力災害からの復興のための一元的な研究機関・組織の設置

各地の研究機関で得られた様々な技術情報を共有し、その情報をデータベース化するという総合的な研究センター機能を持つ機関・組織を設置する必要がある。各大学・機関・企業がそれぞれ競争しながら技術開発を行うのではなく、災害復興のために一元化された研究体制の構築こそが求められている。

原発事故に起因した放射性物質は減衰するものの、完全に「ゼロ」とはなり得ない。このため、食の安全と安心を確保する試みは、長期的に行う必要がある。また、「風評」問題は、最終的には消費者や流通関係者の心理に関わるものであり、今回提言したことのみで解決できるとは限らない。今回提言した検査態勢の体系化の他にも、リスクコミュニケーションの実施、放射線などのリテラシー教育の実施など長期的に、かつ複合的に行う必要がある。

\*日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会『原子力災害に伴う食と農の「風評」問題対策としての検査態勢の体系化に関する緊急提言』平成25年（2013年）4月より。（小山担当）